

# 介護保険負担限度額認定 申請書類について



座間市マスコットキャラクター  
「ざまりん」

## ■負担限度額認定とは

介護保険施設を利用する際の居住費と食費について、  
所得等の状況に応じて自己負担の上限（限度額）を設け、負担を軽減する制度です。

### ●対象となる施設

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院、  
短期入所生活介護及び短期入所療養介護（ショートステイ）

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、ケアハウスは対象外です。

## ■利用までの流れ

申請する（受付） ・申請書・同意書（記入方法参照）  
・申請者の本人確認書類または生活保護受給票を提出  
窓口持参、郵送可 担当ケースワーカーからの申請可  
ケアマネジャー、施設職員等による申請書記入及び申請不可。代行提出のみ可

書類審査

不明な点、書類不備についての確認

結果通知（認定証交付）

住民登録地または届出済の送付先へ送付

認定証を施設へ提示

提示なしの場合は負担が軽減されません

## ■宛先・問合せ先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市役所 介護保険課 介護保険係

電話 046-252-7719（直通）

## ■認定有効期間

- ・令和6年8月1日から令和7年7月31日まで
- ・生活保護受給開始が令和6年8月1日以降の場合は、生活保護受給開始月初日から令和7年7月31日まで

## ■生活保護が廃止になったとき

負担限度額認定の適用期間が変更となります。

- ・生活保護受給廃止月の月末までが第1段階です。

利用者負担段階適用及び期間を正しく反映した認定証を交付し、郵送します。

新しい認定証は速やかに利用されている施設へ提示し、古い認定証は当課まで返却してください。

- ・廃止月以降認定が必要な場合は、改めて申請してください。

令和5年1月1日から12月31日の収入に基づいた段階となります。

預貯金等に関する申告も必要となります。詳しくはお問合せください。

申請月初日から令和7年7月31日までが有効となります。申請月にご注意ください。

### 【参考】利用者負担段階と負担限度額

認定が決定した場合には、第1～3段階②のいずれかに該当します。

利用者負担段階	対象者		預貯金等の資産の状況	負担限度額認定（日額）				食費	
				居住費					
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
第1段階	生活保護受給者等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者							
第2段階		本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
		第3段階①	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下						
第3段階②	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】	
第4段階	第1～3段階②以外の方（負担限度額認定対象要件を満たさない方）		非該当のため、負担限度額なし						

( ) の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】 の金額は、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。